

調達契約の名称：Tableauライセンス調達及び相談対応業務

No.	質問（要旨）	回答
1	<p>仕様書1ページ目および請書（案）2ページ目に下記の記載がございますが、本業務の履行に際してはTableauライセンスに標準付帯のメーカーサポートをご利用いただく想定となるのですが、こちらは再委託に該当する内容でしょうか？ メーカーがエンドユーザーへ直接提供する役務（ライセンスの権利の一部）にあたる認識と当社は考えておりますが、契約書上の「再委託の禁止」における再委託には該当しない認識で相違ないかご確認をさせていただけないでしょうか。</p>	<p>御認識のとおり、再委託には該当しません。</p>